

(第3回)・最終) 変更契約の内容

契約変更年月日	令和6年7月16日
契約業者名	株式会社早野組
契約業者の住所	山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号
工事の名称	R4国道52号上石田改良富竹地区舗装外工事
工事場所	自) 山梨県甲府市富竹二丁目 至) 山梨県甲府市上石田一丁目 外1箇所
工事種別	アスファルト舗装
工事概要	<p>【舗装工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路土工 ・地盤改良工 ・舗装工 ・排水構造物工 ・縁石工 ・擁壁工 ・区画線工 ・道路附属施設工 ・構造物撤去工 ・応急処理工 ・仮設工 <p>【道路維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草工
工期(自)	令和5年7月18日
工期(至)	令和6年9月30日
契約金額	186,560,000 円(税込み)
変更金額	12,540,000 円(税込み)
変更後の契約金額	199,100,000 円(税込み)

変更理由

1. 道路土工

現道の切回しに伴い、先行して引渡しを受ける必要があるため、掘削工（指定部分C）、掘削工（ICT）（指定部分C）、残土処理工（指定部分C）を追加する。

2. 地盤改良工

現地調査の結果、路床の置換が必要となったため、置換工を追加する。

3. 舗装工

現道の切回しに伴い、先行して引渡しを受ける必要があるため、アスファルト舗装工（指定部分C）、アスファルト舗装工（ICT）（指定部分C）、支道舗装（1）（指定部分C）、歩道舗装工（指定部分C）、乗入舗装工（1）（指定部分C）、乗入舗装工（2）（指定部分C）、乗入舗装工（3）（指定部分C）を追加する。

4. 排水構造物工

現道の切回しに伴い、先行して引渡しを受ける必要があるため、作業土工（指定部分C）、側溝工（指定部分C）、管渠工（指定部分C）、集水樹・マンホール工（指定部分C）を追加する。

5. 縁石工

現道の切回しに伴い、先行して引渡しを受ける必要があるため、縁石工（指定部分C）を追加する。

6. 擁壁工

現地調査の結果、水路部の土留めが必要となることから作業土工（指定部分C）、場所打擁壁工（指定部分C）を追加する。

7. 構造物撤去工

現道の切回しに伴い、既設構造物を撤去する必要があることから、構造物取壊し工（指定部分C）、防護柵撤去工（指定部分C）を追加する。

8. 仮設工

現道の切回しに伴い、仮舗装工（指定部分C）、仮区画線工（指定部分C）、仮設防護柵工（指定部分C）、仮設道路付属物工（指定部分C）、交通管理工（指定部分C）を追加する。

9. 共通仮設費

現道の切回しに伴い、先行して引渡しを受ける必要があるため、技術管理費を増工する。

【道路維持】

1. 防護柵工

現地調査の結果、別途工事での対応とすることとなったため、防止柵工を削除する。

2. 除草工

現地調査の結果、道路除草工を数量精査（減）する。
工期は元設計とおりとする。

(第4回)・最終) 変更契約の内容

契約変更年月日	令和6年8月28日
契約業者名	株式会社早野組
契約業者の住所	山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号
工事の名称	R4国道52号上石田改良富竹地区舗装外工事
工事場所	自) 山梨県甲府市富竹二丁目 至) 山梨県甲府市上石田一丁目 外1箇所
工事種別	アスファルト舗装
工事概要	指定部分Aの完成期限の延期
工期(自)	令和5年7月18日
工期(至)	令和6年9月30日
契約金額	199,100,000円(税込み)
変更金額	0円(税込み)
変更後の契約金額	199,100,000円(税込み)
変更理由	<p>当初契約において指定部分Aの施工は令和6年2月28日までに完了し、引き渡しを受ける予定であったが、前工事である甲府市発注の上下水道工事の契約が遅延し、本工事の施工時期が遅れた。これにより指定部分Aの工期延伸の必要が生じたことから第1回変更において指定部分Aの工期を令和6年8月30日まで延伸した。</p> <p>しかし、先述の上下水道の施工が当初の予定よりも遅れ、指定部分Aの施工が期日までに完了することができなくなった。</p> <p>これにより、指定部分Aの工期延伸の必要が生じたことから、工期を29日間延長し、令和6年9月27日までとする。</p>

(第5回)・最終) 変更契約の内容

契約変更年月日	令和6年9月19日
契約業者名	株式会社早野組
契約業者の住所	山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号
工事の名称	R4国道52号上石田改良富竹地区舗装外工事
工事場所	自) 山梨県甲府市富竹二丁目 至) 山梨県甲府市上石田一丁目 外1箇所
工事種別	アスファルト舗装
工事概要	<p>【舗装工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路土工 ・地盤改良工 ・舗装工 ・排水構造物工 ・縁石工 ・擁壁工 ・区画線工 ・道路附属施設工 ・標識工 ・構造物撤去工 ・応急処理工 ・仮設工 <p>【道路維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草工
工期(自)	令和5年7月18日
工期(至)	令和6年12月20日
契約金額	199,100,000 円(税込み)
変更金額	64,130,000 円(税込み)
変更後の契約金額	263,230,000 円(税込み)

変更理由

【舗装工】

・道路土工

受注者との協議の結果、土砂の仮置き場を変更したため、掘削工を数量精査（減）、残土処理工を数量精査（増）、路体盛土工を減工する。

・舗装工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、アスファルト舗装工、支道舗装（3）、支道舗装（4）、歩道舗装工、乗入舗装（1）、乗入舗装（2）を数量精査（減）、乗入舗装（3）を数量精査（増）、路面切削工を減工し、舗装工を追加する。

・排水構造物工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、作業土工、数量精査（減）、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工を数量精査（増）する。

・縁石工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、縁石工を数量精査（増）、作業土工を減工する。

・区画線工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、区画線工を数量精査（減）する。

・道路付属施設工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、作業土工を数量精査（増）、照明工を増工する。

・標識工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、標識工を追加する。

・構造物撤去工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、作業土工を減工、標識撤去工、防護柵撤去工を追加、運搬処理工を数量精査（減）、構造物取壊し工を数量精査（増）する。

・仮設工

受注者との協議の結果、暫定2車線供用まで施工を行うため、仮設防護柵工、仮設道路付属工を追加、交通管理工を数量精査（増）する。

【道路維持】

・除草工

現地調査の結果、道路除草工を数量精査（減）する。

(第6回・最終) 変更契約の内容

契約変更年月日	令和6年12月13日
契約業者名	株式会社早野組
契約業者の住所	山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号
工事の名称	R4国道52号上石田改良富竹地区舗装外工事
工事場所	自) 山梨県甲府市富竹二丁目 至) 山梨県甲府市上石田一丁目 外1箇所
工事種別	アスファルト舗装
工事概要	<p>【舗装工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路土工 ・地盤改良工 ・舗装工 ・排水構造物工 ・縁石工 ・擁壁工 ・道路附属施設工 ・標識工 ・構造物撤去工 ・応急処理工 ・仮設工 <p>【道路維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草工
工期(自)	令和5年7月18日
工期(至)	令和6年12月20日
契約金額	263,230,000 円(税込み)
変更金額	42,900,000 円(税込み)
変更後の契約金額	306,130,000 円(税込み)

変更理由

【舗装】

1. 道路土工

現地調査の結果、仮置き土砂を処分することとしたため、残土処理工を数量精査（増）する。

2. 舗装工

交通管理者との協議の結果、本線部のアスファルト舗装の表層施工を夜間に行うため、アスファルト舗装工を数量精査（増）する。また、地元要望により、民地との出入り箇所面積が変更となったため、乗入舗装工を数量精査（減）する。

3. 排水構造物工

現地調査の結果、側溝工、集水桝・マンホール工を数量精査（増）する。

4. 縁石工

地元調整により、民地との出入り箇所面積が変更となったため、縁石工を数量精査（増）する。

5. 区画線工

現地調査の結果、区画線工を減工する。

6. 道路附属施設工

現地調査の結果、照明工を数量精査（増）する。

7. 標識工

現地調査の結果、標識工を数量精査（増）する。

8. 構造物撤去工

現地調査の結果、構造物撤去工を数量精査（増）する。

9. 応急処理工

現地調査の結果、応急処理事業工を数量精査（増）する。

10. 仮設工

現地調査の結果、仮設防護柵撤去工を減工、仮設道路附属物撤去工、交通管理工を数量精査（減）、仮設標識工を追加する。また、周辺環境への影響を踏まえた対策として、残土仮置き場として使用した箇所に仮囲いの必要が生じたため、防護施設工、作業ヤード整備工を追加する。

【道路維持】

1. 除草工

現地調査の結果、道路除草工を数量精査（増）する。工期の変更はなく、令和6年12月20日までとする。